

狛江市立保育園民営化ガイドライン

平成26年3月

狛江市

目 次

	ページ
1 ガイドラインの目的	1
2 移行までの主な流れ	3
3 民営化移行時期	4
4 民営化の手法	4
5 運営方針・実施保育事業・職員配置	5
6 運営法人の選定	7
7 三者協議会	8
8 引継保育	9
9 市の責務（運営法人への指導、転園について）	10
10 評価・苦情処理	11
11 その他	11

1 ガイドラインの目的

このガイドラインは、平成25年6月に策定した「狛江市立保育園民営化の指針」に基づき、宮前保育園及び和泉保育園（以下「民営化対象保育園」という。）の民営化に関する基本的なルール・基準を示すことを目的としています。

市の保育・子育て行政は多岐にわたります。認可保育園に子どもを預けている家庭、認可保育園に入れず認証保育所等にやむを得ず預けている家庭、積極的に認証保育所等に預けている家庭、認証保育所にも預けることができなかった家庭、幼稚園に預けている家庭、認可保育園に入れずに在宅で子育てをしている家庭、積極的に在宅で子育てをしている家庭など、様々な保育・子育てニーズへの対応が求められています。

公立保育園の民営化は、より多くの保育・子育て家庭に対してより大きな児童福祉の増進を図るための取組みと言えます。民営化の効果として、民営化対象保育園の子どもは、建替えにより安全・安心かつ最新で衛生的な施設で保育を行うことができます。施設の老朽化に起因する子どもの暮らしぶりの大幅な改善や社会福祉法人独自の保育カリキュラムにも期待が持てます。民営化対象保育園在園児の保護者（以下「保護者」という。）は、延長保育時間の拡大により従来のお迎え時間と比較して大幅なゆとりが生まれることや、足並みを揃える必要がある公立保育園と比較して、保育園に対する要望等への対応がスピード感のあるものとなります。市としては、民営化による財源の創出により、認証保育所等に子どもを預けている家庭に対する補助の拡充、幼稚園に子どもを預けている家庭に対する補助の拡充、待機児になってしまった家庭への新設保育園の開設やその継続的な運営に対する補助、残る公立保育園の設備面等のさらなる充実、今後ますます多様化が予想される保育・子育てニーズに対応するための準備などに充てることができます。そして、保育園の建替えにより、一時保育室を設け、在宅で子育てをしている家庭が利用することができる一時保育事業の実施や定員枠の拡大を図ることができるようになります。

このように、今回の公立保育園の民営化は、児童福祉の総合的な増進を図るためであり、保育需要への適切な対応や多様な保育サービスの提供と効率的な行財政運営の両立を図ることを目的としています。

「狛江市立保育園民営化の指針」でも示したとおり、市が民営化を進めるにあたって、行財政運営の効率化のみを追求し、結果、保育環境が悪化し、子どもに過度の負担がかかってしまう状況になることは、断じて避けなければなりません。このような事態を避けるためには、より優良な運営法人の選定や詳細な移行計画とともに、保護者との相互理解が欠かせません。

市は、保育園の民営化を進めるにあたって、子ども・子育て支援法に基づき設置され、地域の子ども・子育て支援について調査・審議を行う機関である狛江市子ども・子育て会議に平成25年7月「狛江市立保育園民営化に伴い配慮すべき事項について」を諮問し、同年12月に答申を得たところです。また、保護者に対して民営化に関する説明会の実施やアンケートを行い、保護者からの意見や配慮してほしい事項等を伺うことに努めて参りました。説明会等による意見交換は今後も継続して行いますが、アンケートで寄せられた配慮してほしい事項については、狛江市子ども・子育て会議の審議を経て、答申にも反映されたところです。

保護者からの意見では、民営化によって子どもにどのような影響を及ぼすのか、保育の質は低下しないか等の不安の声がある一方、民営化することによって、ハード面・ソフト面ともに新しく、よりよい保育の実現に期待する声もありました。

公立保育園の民営化には、メリット・デメリットがそれぞれあります。市としては最大のデメリットである物理的・人的環境の変化による子どもへのマイナスの負担に対してのケアが最も重要であると考えています。物理的・人的環境の変化は、今後子どもが成長していく過程の様々なステージでも訪れます。人的環境の変化で言えば、人の成長過程において別れは避けては通れない事象であり、これと同じくまた新たな出会いも訪れ、これらを繰り返しながら人は成長していきます。保育園入園という初めての環境の変化を経験し、それと向き合い少しずつ成長が見られる子どもたちにおいても、今後もこれらの変化に対応していく力を少しずつ獲得していかなければなりません。

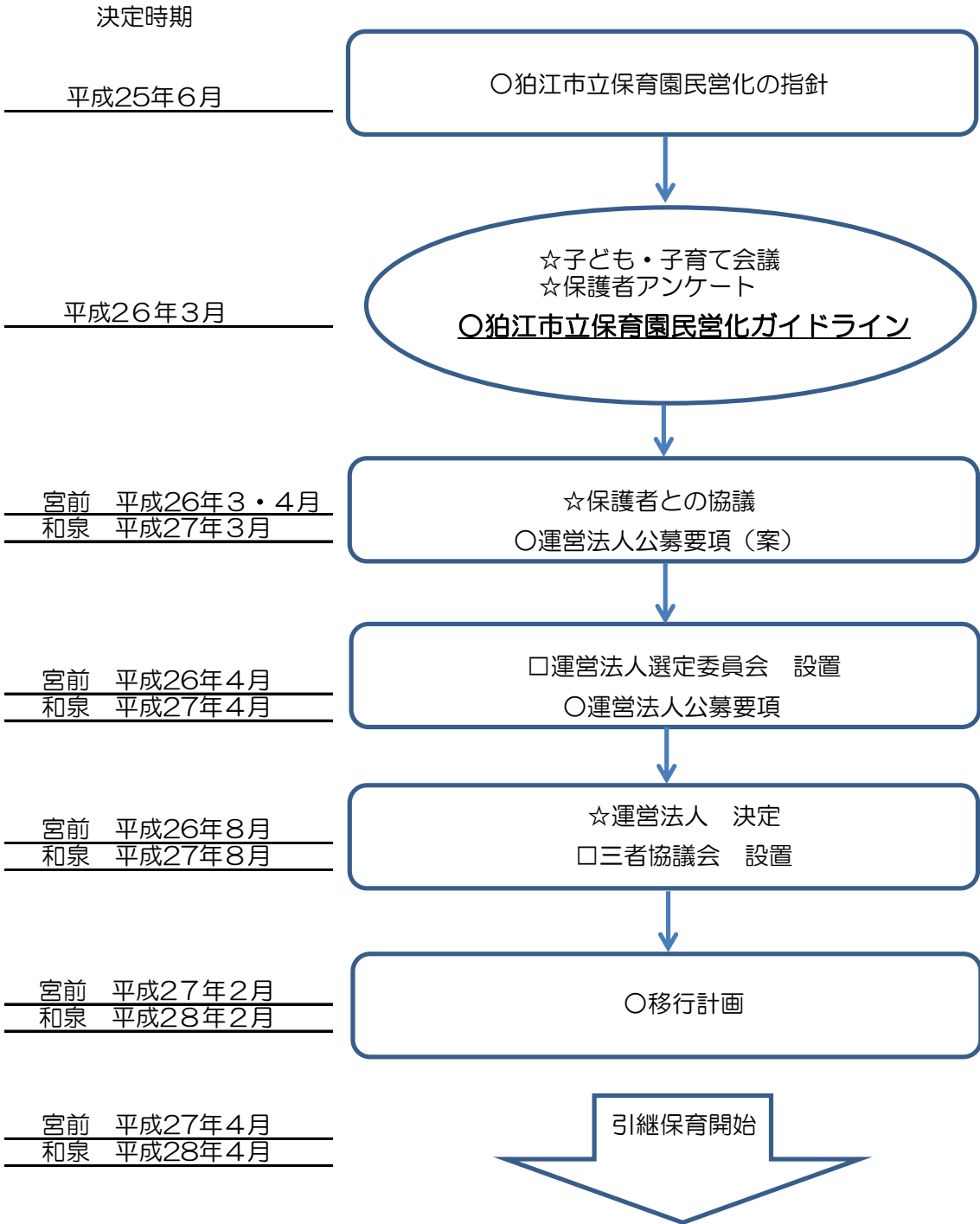
今回の民営化は、入園当初は予定していなかった環境の変化ではありますが、結果的に子どもにとってよい刺激となったと保護者が感じることができるよう、そして何よりも子どもが大切にされ、心身ともに豊かに育つことができるような保育にしていかなければなりません。

市は、民営化移行中、民営化移行後も子ども本来の発達・育ちを重視し、子ども中心の保育を引続き実施することで、環境の変化に対しても在園児が引続き楽しく保育園に通い続けることができるよう最大限の努力を図っていく必要があります。

民営化に関する基本的なルール・基準を示したこのガイドラインは、前述の子ども・子育て会議の答申を盛り込み、これを踏まえた保育内容、引継保育、法人への条件や市の責務等について規定しています。またこのガイドラインは、今後策定する運営法人公募要項や移行計画の基礎となるものです。

そのため、このガイドラインで示す条件や要件については、あくまでも最低限必要として求められる事項とします。運営法人の公募、引継保育等のより具体的で詳細な事項については、今後このガイドラインを基礎として、保護者の意見を丁寧に伺いながら別途適切な時期に定めることとします。

2 移行までの主な流れ



3 民営化移行時期

宮前保育園	平成27年4月～平成28年3月	引継保育実施
	平成28年4月～	民営化移行

和泉保育園	平成28年4月～平成29年3月	引継保育実施
	平成29年4月～	民営化移行

4 民営化の手法

(1) 設置・運営主体

民営化の方式は、経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や迅速性、財政的効果等を考慮し、民設民営方式によるものとします。

用地・建物等については、民営化後の保育園運営の安定性や継続性に配慮し、保育園等用地については有償貸与とし、建物については建替えに対して補助を行います。

また、設置・運営主体は、認可保育園の運営実績があり、事業の安定性や継続性が図られている社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人のみとします。

宮前保育園、和泉保育園それぞれに運営する法人を選定します。

(2) 施設の整備及び定員

① 児童福祉法第35条第4号に定める認可保育園であり、宮前保育園、和泉保育園それぞれの選定された法人が施設を整備し運営します。

② 現状を下回らない定員を確保します。

③ 施設内調理による給食を提供します。

④ 屋外遊戯場（園庭）を敷地内に設置します。

⑤ 車いす利用者用駐車場を設置します。

(3) 運営法人の公募

より適切な法人を確保するために、公募の範囲は市内に限定せず、運営法人公募要項で定める地域において認可保育園運営実績がある社会福祉法人から広く募集します。

公募の期間は1～2か月程度とします。

(4) 宮前保育園と和泉児童館の合築・複合化

上記(1)から(3)までの保育園に係る事項に加え、宮前保育園は隣接する和泉児童館と合築・複合施設とします。合築・複合化する児童館は、児童福祉法第40条に定める児童厚生施設で、運営法人の公募は、認可保育園のみならず児童館の運営実績も併せ持つ社会福祉法人を募集の要件とします。

5 運営方針・実施保育事業・職員配置

市が民営化後の保育園に求める基本的な運営方針、実施保育事業、職員配置は以下に掲げるとおりです。運営法人は、以下の基本事項を誠実に履行する必要があります。

(1) 運営方針

- ① 民営化する保育園の基本的な保育内容は「保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）」を基本とし、子ども本来の発達・育ちを重視し支援する保育の実施はもとより、子育て経験の少ない親も一緒に学んで育つことのできるような保育を目指すこと。
- ② 民営化対象保育園の保育内容を引継ぐことを基本とし、保護者の理解と協力を得ながら運営することに努めること。
- ③ 高い専門知識や豊富な経験、意欲のある職員を確保するとともに、職員研修等人材育成への積極的な取り組み、マニュアルの整備、自己評価、利用者評価の実施等により、保育の質の維持・向上を目指すこと。
- ④ 市が行う公私立園長会や保育展等、公私立保育園合同で行っている市の特性を活かした取組みに積極的に参加すること。

(2) 実施保育事業

- ① 産休明け保育（生後57日目からの保育）、延長保育（開所時間13時間以上）、一時保育を実施すること。
- ② 施設内調理による給食とし、衛生面、栄養面等必要な注意を果たすこと。
- ③ 食物アレルギー対応は、市作成の「食物アレルギー対応マニュアル」に基づく対応を基本とすること。また、さらなる改善を図る等の理由によりこれを変更する場合は、市の了承を得ること。
- ④ 障がい児については、市の要綱等に基づいて積極的に受入れることとし、保育内容のさらなる充実に努めること。
- ⑤ 園庭開放などの地域子育て支援事業に取り組むこと。

(3) 職員配置

- ① 保育士の保育経験及び年齢構成に十分配慮し、運営法人公募要項で定める基準により正規職員を配置すること。
- ② 職員配置基準は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）」を最低条件とする。ただし、1歳児クラスについては、子ども5人に対して保育士を1人以上配置すること。
- ③ 各クラス担任は1年度単位でクラスを受け持つこととし、特別な事情がある場合を除き、年度途中での変更がないように努めること。
- ④ 園長は常勤とすること。また園長及び主任保育士は幹部職員としての能力と経験を有するものであること。
- ⑤ 子どもが保育園で豊かな生活を送ることができるよう、保育士等の勤務環境にも十分配慮すること。
- ⑥ 民営化対象保育園に勤務していた職員（嘱託・臨時職員）の積極的な雇用に努めること。

6 運営法人の選定

運営法人の選定にあたっては、保護者や学識経験者、保育専門職等を含めた運営法人選定委員会を設置します。運営法人選定委員会において選考会を開催し、応募があった法人によるプレゼンテーションや選定委員によるヒアリングを実施します。運営法人選定委員会は、法人を審査・選考し、結果を市長に報告します。

市と保護者とで協議した運営法人公募要項（案）について、運営法人選定委員会は審議・決定を行い、市が法人の公募を行います。運営法人選定委員会における審議については原則公開とし、HP等で議事録を公表するとともに、保護者については法人の応募状況等についてお知らせします。

また、プレゼンテーションは公開で行います。

(1) 選定の基準

運営法人の審査には、以下のような項目を重視します。

【項目例】

- 子どもの発育を尊重し支援する保育を実施すること。
- 児童福祉に対する熱意や関心があること。
- 保育に対する高い専門知識や豊富な経験、意欲のある職員が確保されること。
- 民営化する保育園であることを十分に認識し、子どもの民営化に係る負担を最小限にするように努めるとともに、保護者に対して柔軟で適切な対応ができること。
- 子育て経験の少ない親への支援に積極的であること。
- 地域に対する貢献や実績があること。
- 法人の財務体質が健全であり、事業運営に支障がないと判断できること。
- 三者協議会に誠実に参加し、保護者・市と協力しながらよりよい保育を目指す姿勢があること。
- 民営化対象保育園の特性を最大限に活かせることができ、かつ実現可能性のある事業提案があること。
- 安全面に対する管理体制が十分にとれていること。 等

(2) 公募及び選定に関する特記事項

- ① 公立保育園を引継いで保育を行うことについてどう考えているかを公募の際の必要な提出書類のひとつとします。
- ② 運営法人は、運営法人選定委員会で決定した基準により選定し、これを満たす法人を選定します。

7 三者協議会

市は、運営法人の決定後、保護者・運営法人・市の三者による三者協議会を設置します。

三者協議会は、引継保育や民営化後の保育内容、保育実施中の問題点等について話し合い、決定していく場となります。それぞれが共通の認識を持ち、信頼関係を構築することで、三者が協力しあってよりよい保育に向けて取組めるよう努めます。

(1) 市の基本姿勢

- ① 市は保護者の意見を十分に傾聴し、これを踏まえて三者協議会を進めます。
- ② 何事も率直に話し合える環境づくりを市が積極的に行います。
- ③ 保護者と保育園において問題が発生した場合は、市が解決に向けて取組みます。

(2) 協議事項（引継保育開始前）

民営化に伴う子どもへの負担を最小限に抑えることや民営化対象保育園の保育内容を引続き実施していくこと等を目的とした引継保育の実施内容に係る計画として、移行計画を策定します。

(3) 協議事項（引継保育開始～民営化移行後）

引継保育の実施期間中及び民営化移行後の一定期間においても、三者協議会の設置を継続します。

この期間における三者協議会の役割は、移行計画どおりに引継ぎが進捗しているか、引継保育や民営化移行後の保育に混乱は見られないか、混乱が認められた場合の解決策の検討、民営化対象保育園の保育内容の取舍選択や追加実施の要望等について話し合い、決定していきます。

(4) 解散

民営化移行後相当程度安定的な運営が続き、運営法人の自主的運営に委ねることができる三者協議会で同意が得られた場合、既存の私立保育園と同様の支援体制とし、三者協議会を解散します。

8 引継保育

子どもへの負担を最小限に抑えることや民営化対象保育園の保育内容を引続き実施していくこと等を目的として、運営法人職員と民営化対象保育園職員の引継保育を実施します。引継保育は、アレルギーの有無、子どもの個々の性格、園での過ごし方等、記録だけではなく実際の保育を行うことでより確実性のあるものとしします。

(1) 実施場所

引継保育の実施場所は、仮園舎（東和泉一丁目32番21号）とします。新園舎の工事が完了した場合は速やかに移転し、新園舎での引継保育とします。

(2) 引継保育の実施

- ① 引継保育は、三者協議会を経て策定する移行計画を基本として実施します。
- ② 民営化対象保育園の保育内容や行事等を引継ぐことが基本ですが、三者協議会で合意があれば、引継保育の段階から柔軟に変更します。
- ③ 引継保育の期間は1年とします。
- ④ 引継保育期間中等の費用については、市と運営法人で協議し、委託契約を締結して実施します。なお、引継保育に係る費用は市が負担します。
- ⑤ 保育士が入れ替わることによる子どもへの影響に十分に配慮した保育を行います。
- ⑥ 運営法人の各クラス担任となる保育士は、民営化移行後の主力となるべく人選を経た者を配置します。
- ⑦ 運営法人は、子どもの状況を把握し、保護者との面談や保護者会を実施し、信頼関係構築を図ります。
- ⑧ 確実な引継ぎを行うため、市・運営法人ともに各クラスの正規職員に保育経験を有する有資格者をそれぞれ1人以上配置します。
- ⑨ 引継保育で問題が発生した場合には、市が責任を持って必要な改善及び指導を行います。
- ⑩ 民営化移行後の当分の間は、必要に応じて市は保育士を派遣し引継ぎの状況を確認します。

9 市の責務（運営法人への指導、転園について）

市は、民営化を進めるにあたって効率化やコスト削減のみを追求し、保育環境が悪化してしまうことや子どもに過度な負担をかけないように最大限の努力をします。市は、これらを両立しながら子どもの発育を尊重し支援する保育を実施していきます。

（1）市の責務

- ① 運営法人公募要項の策定等、民営化に係る重要な決定を行う際は保護者への丁寧な説明に努めます。
- ② 保護者に対して必要に応じたアンケートを実施します。
- ③ 三者協議会設置中は、要望の取りまとめ、調整、問題解決に積極的に関与し、最終的な責任を負います。
- ④ 職員研修や専門家派遣事業等、保育の質の維持・向上を目指した取組みを実施します。

（2）運営法人に対する指導

- ① 三者協議会へは信義に従い誠実に対応することを基本として、運営法人に参加を義務付けます。
- ② 三者協議会で合意がない限り、引継保育及び民営化移行後一定期間は、運営法人独自の保育方針よりも民営化対象保育園における保育内容を継承することを基本とした保育に努めることを指導します。
- ③ 保護者の意向や苦情を積極的に受入れ、サービスの改善に努め、苦情解決責任者、苦情受付責任者等の設置を運営法人に対して義務付けます。
- ④ 民営化移行後においても三者協議会の継続を運営法人に対して義務付けるとともに、運営法人公募要項で定めた事項及び運営法人選定中や三者協議会で約束した事項について履行を徹底させます。

（3）転園について

他の市内保育園へ転園を希望する平成26年1月1日現在における宮前保育園の3歳児クラス以下及び和泉保育園の2歳児クラス以下の在園児（平成25年8月1日以降の入園児を除く。）については、4月1日入園選考において、転園を優先的に選考します。

なお優先選考の期日は、宮前保育園は平成29年度まで、和泉保育園は平成30年度までとします。

10 評価・苦情処理

民営化移行後の保育園についての評価を行います。また、三者協議会の解散後の苦情等の処理体制を整備します。

(1) 第三者評価

福祉サービスの第三者評価の受審を運営法人に義務付け、第三者の視点による民営化後の保育園の評価を行い、この評価を公開し情報開示に努めます。

(2) 苦情処理

三者協議会解散後の保護者からの意見や苦情を受け付ける仕組みを設けるとともに、これに対する回答や解決策を示すことを運営法人に義務付けます。

11 その他

このガイドラインは民営化に関する基本的なルール・基準を示したのですが、万一この基本的な事項においても当てはまらない事態が発生した場合は、保護者と市の協議によりこのガイドラインの改訂も含め見直すことができるものとしています。